

森町汚泥再生処理センター建設工事
施工監理等業務委託

見積仕様書

令和2年4月

北海道 森町

— 目 次 —

第1章	共通仕様書.....	1
第2章	特記仕様書.....	4
第1節	施工監理.....	4
第2節	交付金交付申請報告書作成.....	11
第3節	一般廃棄物処理施設設置届出書作成.....	12

本仕様書は、森町が計画する「森町汚泥再生処理センター建設工事施工監理等業務委託」に適用する。

第 1 章 共通仕様書

1. 業務の目的

森町（以下「委託者」という。）は森町汚泥再生処理センター（以下「本施設」という。）の建設工事を令和 2 年度から令和 4 年度の 3 ヶ年で実施する計画である。

本業務は、本施設建設工事の施工監理、循環型社会形成推進交付金事業に必要な交付金申請図書の作成、また、本施設の設置にあたり必要な一般廃棄物処理施設設置届出書の作成を行うものである。

2. 業務の名称

森町汚泥再生処理センター建設工事施工監理等業務委託

3. 業務の場所

北海道茅部郡森町字砂原東 5 丁目 98 番地 7

4. 委託の期間

契約締結の翌日より 令和 5 年 3 月 17 日まで

5. 業務項目

本業務に係る項目は、共通仕様書及び特記仕様書による。

- (1) 施工監理【令和 2 年度～令和 4 年度】
- (2) 交付金交付申請報告書作成【令和 2 年度～令和 4 年度】
- (3) 一般廃棄物処理施設設置届出書作成【令和 2 年度】

6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては事前に委託者の業務担当員と協議するものとする。

- (1) 施工監理
 - 施工監理報告書（各年度）…………… 製本 5 部（A4）
- (2) 交付金交付申請報告書作成
 - 循環型社会形成推進交付金交付申請報告書（各年度）…… 1 式
- (3) 一般廃棄物処理施設設置届出書作成
 - 一般廃棄物処理施設設置届出書…………… 製本 5 部（A4）
- (4) 上記の原稿
 - 電子データ…………… 1 式（CD-R）
 -

7. 業務管理

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務の円滑な進捗をはかるため十分な経験を有する管理技術者を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。管理技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理）資格を有すること。
- (2) 受託者は契約後すみやかに業務計画書を作成し、委託者に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の円滑な推進を図るため、委託者及び受託者は綿密な連絡を取り打合せ及び協議を行う。打合せ及び協議事項は全て受託者が議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

8. 資料の貸与

委託者が所有し本業務の遂行上必要な資料は、所定の手続きによって受託者へ貸与するものとする。なお、貸与された資料は業務完了に併せて返却するものとする。

9. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を始めとする関係法令、基準等を遵守しなければならない。

10. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、委託者の許可なしに他の業務等に使用または公表してはならない。なお、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

11. 関係機関との協議

受託者は、本業務の内容について関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うものとする。なお、関係する官公署に関しても同様とする。

12. 質疑の解釈

業務の遂行において本仕様書の内容及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、委託者の意図を十分理解し業務の遂行に努めなければならない。

13. 検査及び引渡し

本業務は、委託者の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に受託者の帰すべき理由による不備または誤りが発見された場合は、責任を持って速やかに訂正しなければならない。

14. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたって、次の書類を委託者へ提出しなければならない。

(1) 業務着手時

- ① 業務着手届
- ② 管理技術者選任届（経歴書の写し添付）
- ③ 業務工程表
- ④ その他必要な書類

(2) 業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 成果品目録
- ③ 成果品受渡書
- ④ 請求書
- ⑤ その他必要な書類

第2章 特記仕様書

第1節 施工監理

1. 業務の目的

本業務は、汚泥再生処理センター建設工事が発注仕様書等の工事発注図書及び関係法令等に基づき、また、循環型社会形成推進交付金事業として適正に実施されるよう実施設計図書、工事関連図書の審査と工事監理（重点監理）を行うものである。

2. 施設の概要

【森町汚泥再生処理センターの概要】

(1) 処理能力

52 kL/日

(2) 処理方式

水処理方式：膜分離高負荷脱窒処理方式、資源化方式：堆肥化

(3) 主な設備

- ・受入・貯留設備
- ・主処理設備
- ・高度処理設備
- ・消毒・放流設備
- ・汚泥処理設備
- ・資源化設備
- ・脱臭設備
- ・取排水設備
- ・管理棟設備
- ・付帯設備

3. 業務範囲

本業務の作業範囲は次のとおりである。

- (1) 工事監理（外業）
- (2) 工事関連図書審査（内業）
- (3) 施工監理報告書作成

4. 業務内容

4-1. 工事監理（外業）

- (1) 実施される工事が、発注仕様書等の工事発注図書及び関係法令等、また、森町汚泥再生処理センター建設工事の受注者（以下「工事受注者」という。）より提出される実施設計図書、施工承諾図書等に従い適正に遂行されるよう、非常駐の工事監理（重点監理）を行うものである。
- (2) 受託者の監理員は、工事現場に臨み、委託者の意を体して厳正に工事を監理するも

のとする。

- (3) 工事監理結果は書面（検査・確認結果報告書）をもって委託者へ報告し、承諾を得ること。また、その控えを保管すること。
- (4) 受託者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに委託者の監督員へ報告し、承諾を得ること。また、その控えを保管すること。
- (5) 是正等の処置については、委託者の監督員の指示によるものとする。
- (6) 工事監理項目
工事監理（外業）項目は以下を標準とする。
 - ①実施設計協議の出席
 - ②工事定例会議の出席（工程管理、工事進捗状況の確認、安全衛生並びに労働災害に関する指導を含む。工事定例会議開催は1回/月程度を想定。）
 - ③重点部分の施工立会（施工状況確認。施工立会は1回/月程度を想定。）
 - ④重点部分の施工検査（現場検査、測定等の立会、材料及び機器類の検査。施工検査は1回/月程度を想定。）
 - ⑤試運転・性能試験立会
 - ⑥工事内容の変更に係る事項の確認
 - ⑦既成でき形部分検査及び完成検査の対応
 - ・受託者の検査実施
 - ・委託者の検査立会
 - ⑧その他工事監理に必要な業務

4-2. 工事関連図書審査（内業）

- (1) 実施設計図書審査
工事受注者が提出する実施設計図書について、発注仕様書等の工事発注図書、工事受注者が作成した事業提案書及び関係法令等との適合性等の面から審査する。
- (2) 施工承諾図書審査
施工に当たり工事受注者が提出する施工承諾図書について、発注仕様書等の工事発注図書、工事受注者が作成した事業提案書、実施設計図書及び関係法令等との適合性等の面から審査する。
審査対象の図書は以下を標準とする。
 - ①施工計画書
 - ②材料及び機器類の承諾図書
 - ③各種施工要領書
 - ④各種検査要領書
 - ④試運転要領書
 - ⑤その他の施工承諾図書
- (3) 工事完成図書審査
工事期間中の既成でき形部分検査及び完成検査に係り工事受注者が作成する工事完成図書について、発注仕様書等の工事発注図書、工事受注者が作成した事業提案書、

実施設計図書、施工承諾図書及び関係法令等との適合性等の面から審査する。

審査対象の図書は以下を標準とする。

- ①完成図
 - ②取扱説明書
 - ③試運転報告書
 - ④引渡性能試験報告書
 - ⑤機器類の試験成績表
 - ⑥打合せ記録簿
 - ⑦工程ごとの工事写真及び竣工写真
 - ⑧その他、委託者が指示する図書
- (4) 各図書の審査結果は書面をもって委託者へ報告し、承諾を得ること。また、その控えを保管すること。
- (5) 受託者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに委託者の監督員へ報告し、承諾を得ること。また、その控えを保管すること。
- (6) 是正等の処置については委託者の監督員の指示によるものとする。

4-3. 施工監理報告書作成

次の書類をとりまとめて施工監理報告書を作成する。なお、報告書は年度ごとに取りまとめて提出する。

- ①業務月報
- ②打合せ議事録
- ③検査・確認結果報告書
- ④工事進捗状況報告書
- ⑤その他委託者の指示するもの

4-4. 各年度の業務内容

各年度の業務内容の予定は次のとおりである。

実施設計協議及び工事定例会議の出席、施工立会、施工検査等は、以下の回数を基本とするが、これらの他に必要が生じた場合は適宜対応するものとする。

- (1) 令和2年度施工監理（令和2年6月～令和3年3月）

工事内容：実施設計（設計期間：9ヶ月程度）、本工事（工事期間：4ヶ月程度 機器等の工場製作のみ、現場施工なし）

業務内容：外業

- a. 実施設計協議出席：9回程度
- b. 受託者の既成でき形部分検査：1回
- c. 委託者の既成でき形部分検査立会：1回

内業

- a. 実施設計図書の審査
- b. 施工承諾図書審査

c. 工事完成図書審査

(2) 令和3年度施工監理（令和3年4月～令和4年3月）

工事内容：本工事（工事期間：12ヶ月、現場施工期間：12ヶ月程度）

業務内容：外業

- a. 工事定例会議の出席：12回程度
- b. 施工立会、施工検査：14回程度
- c. 受託者の既成でき形部分検査：1回
- d. 委託者の既成でき形部分検査立会：1回

内業

- a. 施工承諾図書審査
- b. 工事完成図書審査

(3) 令和4年度施工監理（令和4年4月～令和5年3月）

工事内容：本工事（工事期間：12ヶ月程度、現場施工期間：8ヶ月程度）

業務内容：外業

- a. 工事定例会議の出席：12回程度
- b. 施工立会、施工検査：20回程度
- c. 試運転、引渡性能試験立会：2回
- d. 受託者の完成検査：1回
- e. 委託者の完成検査立会：1回

内業

- a. 施工承諾図書審査
- b. 工事完成図書審査

なお、施工立会、施工検査の重点部分とは以下を標準とするが、委託者との協議により設定するものとする。

表-1 土木工事の外業標準

名称	重点項目	R2	R3	R4
実施設計協議		○		
定例会議		○		○
施工立会の重点項目	R2 敷地造成施工状況 R4 外構施工状況	○		○
完成検査立会	R2 既成でき形部分検査 R4 完成検査	○		○

表-2 機械電気設備工事の外業標準

名称	重点項目	R2	R3	R4
実施設計協議		○		
定例会議			○	○
施工立会の重点項目	・機器類設置状況 ・電気設備設置状況 ・配管設置状況 ・機械設備設置後の外観等 ・電気設備設置後の外観等		○	○
	・機器類工場検査	○		
	・機器単体の試運転 ・性能試験 ・総合試運転			○
完成検査立会	R2 工場検査 R3 既成でき形部分検査 R4 完成検査	○	○	○

表-3 建築工事の外業標準

名称	重点項目	R2	R3	R4
実施設計協議		○		
定例会議			○	○
施工立会検査	遣方出し 試験杭・杭芯出し 根徹底 底盤配筋 地下立上り配筋 基礎配筋 1階立上り配筋 2階床配筋 2階立上り配筋 鉄骨原寸 鉄骨製品（地上部鉄骨造の場合） 鉄骨建入（地上部鉄骨造の場合） 屋根防水前乾燥試験		○	
	内部躯体仕上（水槽類） 内部躯体仕上（防水下地） 内装仕上 外部仕上 附帯機械設備関連 附帯電気設備関連			○
完成検査立会	R3 既成でき形部分検査 R4 完成検査		○	○

※躯体配筋検査・防水下地検査は各工程の主要部において実施

〔重点監理の業務分担〕

業務分担表(重点監理)

【No. 1】

業務区分	監理者(受託者)				監督員(委託者)					備考
	立会	作成	調査	報告	立会	作成	調査	確認	手続	
工事請負関係書類								○	○	
施工計画書の照査			○	○			(○)	○		
施工・検査要領書の照査			○	○			(○)	○		
施工工程表の照査			○	○			(○)	○		
施工図の照査			○	○			(○)	○		
材料・機器類の照査			○	○			(○)	○		
工事監理報告		○		○				○		
工事打合記録		○		○				○		
施工立会(一般)					○	(○)		○		工事受注者が報告書作成
施工立会(重点)	○	○		○	○			○		
材料・機器類検査(一般)					○	(○)		○		工事受注者が報告書作成
材料・機器類検査(重点)	○	○		○	○			○		
施工検査(一般)					○	(○)		○		工事受注者が報告書作成
施工検査(重点)	○	○		○	○			○		
既成でき形部分検査(委託者)	○				○	○	○	○		現場及び書類
既成でき形部分検査(受託者)	○	○	○	○				○		現場及び書類

業 務 分 担 表 (重点監理)

【No. 2】

業 務 区 分	監 理 者 (受託者)				監 督 員 (委託者)					備 考
	立会	作成	調査	報告	立会	作成	調査	確認	手続	
完了検査 (委託者)	○				○	○	○	○		現場及び書類
完了検査 (受託者)	○	○	○	○				○		現場及び書類
工事旬報 (週報)			○	○				○		監督員日誌を兼ねる
指示書		○		○		○		○		
変更等の報告			○	○				○		
緊急処理							○	○	○	
出来高報告			○	○				○		
工事目的物の損害								○	○	
関係官庁折衝					○	○			○	
地元折衝					○	○			○	
災害時の対策		○	○	○		○	○	○		

施工立会：工事進捗状況の確認、施工状況の確認、安全衛生並びに労働災害に関する事項の確認、公害防止（騒音・振動等）に関する事項の確認等

施工検査：現場の施工検査、材料及び製品検査、出来形測定等

立会：工事が発注図書、法基準等の内容にしたがい適正に施工されているか否かを確認すること。施工状況確認、現場検査・試験、工場検査など。

作成：立会、調査等に係る報告書、その他必要な資料の作成を行うこと。

調査：監督員の承諾、確認、手続きを必要とする事項について、工事発注図書、法基準等と照合し、内容が適正であるか否かを調べること。

報告：立会、作成、調査した事項について監督員に書面により通知すること。

確認：監理員及び監督員が立会、作成、調査、報告した事項について監督員が確認又は承諾すること。

手続：監理員及び監督員が作成、報告、確認した書類のうち、必要なものについて監督員が手続を行うこと。

第2節 交付金交付申請報告書作成

1. 業務の目的

森町汚泥再生処理センター建設工事は、環境省循環型社会形成推進交付金事業として実施するが、交付金事業において必要となる交付金交付申請報告書を循環型社会形成推進交付金交付要綱等に則して作成するものである。

2. 業務範囲

本業務の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 循環型社会形成推進交付金交付申請報告書作成（令和2年度、令和3年度、令和4年度：年度ごと）

3. 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 交付金交付申請報告書作成
 - ① 交付金交付申請報告書様式作成（請求書様式作成含む）
 - ② 年度別事業計画精算調書作成
 - ③ 本工事費種別明細精算書作成
 - ④ 添付図面作成（交付金対象事業と対象外事業の着色）
 - ⑤ その他必要な書類の作成
 - ⑥ 交付金交付申請報告書取りまとめ
 - ⑦ 関係官庁協議

必要に応じて、北海道（渡島総合振興局）などの関係機関との協議に同行し補足説明する等、委託者を補佐するものとする。また、上記以外の資料を要求された場合は速やかに対応し、遅滞なく交付金交付申請報告が完了するよう支援する。

※②～⑤の書類は、交付金交付申請報告書の説明（根拠）資料であり交付金交付申請報告書に添付するものではない。

- (2) 打合せ協議

委託者との打合せ協議は施工監理業務に含むものとするが、北海道（渡島総合振興局）との協議など、別途打合せ協議の必要が生じた場合は、適宜対応するものとする。

第3節 一般廃棄物処理施設設置届出書作成

1. 業務の目的

本業務は、廃棄物処理法の定めにより北海道へ届出が必要な一般廃棄物処理施設設置届出の様式類及び添付書類を作成し、これらを取りまとめた一般廃棄物処理施設設置届出書を作成するものである。

2. 業務内容

設置届出書作成の業務内容は次のとおりである。

2-1. 設置届出書作成

(1) 様式類の作成

本施設の設置届出に必要な以下の様式を作成する。なお、作成に当たっては北海道（渡島総合振興局）と事前に協議し、様式の要否、記載方法等を確認する。

- ① 一般廃棄物処理施設設置届出書〔別記第11号様式〕
- ② 一般廃棄物処理施設設置等計画書〔別記様式38-1〕
- ③ 施設の位置・構造等の設置に関する計画書〔別記様式40に準じる〕
- ④ 構造基準に適合するために講ずる措置の内容〔別記様式41-1に準じる〕
- ⑤ 維持管理に関する計画書〔別記様式42-1〕
- ⑦ 維持管理基準に適合するために講ずる措置の内容〔別記様式43-1に準じる〕

(2) 添付書類の作成

設置届出に添付を要する以下の書類を作成、整理する。

① 図面作成、既存資料等のとりまとめ

添付を要する図面類の作成及び既存資料等のとりまとめを行う。

作成する図面、整理する既存資料は以下を標準とするが、その他必要なものは適宜とりまとめる。

- a. 当該施設の位置図
- b. 当該施設の付近の見取図
- c. 生活環境影響調査書
- d. 当該施設の処理能力計算書
- e. 設計計算書
- f. 敷地内での施設の配置図
- g. 当該施設の構造を明らかにする図面類
- h. 処理工程図
- i. 森町一般廃棄物処理基本計画書

② 維持管理計画書作成

本施設の維持管理計画の内容を取りまとめた計画書を作成する。

維持管理計画書は、以下の内容を基本としてとりまとめる。

- a. 本施設の概要
- b. 法に基づく基準

- c. 本施設の維持管理項目、基準値等
 - d. 検査、測定の頻度
 - e. その他必要な事項
- (3) 設置届出書作成
- 前項までに整理した資料及びその他必要な資料をとりまとめて一般廃棄物処理施設設置届出書を作成する。
- (4) 協議用資料作成
- 必要に応じて北海道（渡島総合振興局）との協議用資料を作成する。
- (5) 打合せ協議
- 委託者との打合せ協議は施工監理業務に含むものとするが、北海道（渡島総合振興局）との協議など、別途打合せ協議の必要が生じた場合は、適宜対応するものとする。

2-2. 生活環境影響調査（再評価）

平成 30 年度に実施した生活環境影響調査を基に汚泥再生処理センター実施設計資料を用いて再評価を行い、地域の生活環境への適正な配慮を行うための資料を得ることを目的とする。

(1) 事業計画の把握

官貸資料により、平成 30 年度より変更となった内容を含めて事業計画内容を把握する。

(2) 自然的社会的条件の現況

既存資料により、下記項目についてとりまとめる。なお、平成 30 年度に実施した生活環境影響調査報告書（以下「平成 30 年度報告書」という。）に示されたデータを更新することにより行う。

- ① 関係市町村（森町、鹿部町）の概要
- ② 気象（風向、風速、気温、降水量）の状況
- ③ 水象（河川、湖沼、海域）の状況
- ④ 地形・地質
- ⑤ 土地利用の状況
- ⑥ 水利用の状況
- ⑦ 人家等（人口、家屋、公共施設等）の状況
- ⑧ 交通量の状況
- ⑨ 発生源の状況（公害防止条例等による届出施設）
- ⑩ 環境法令等による指定規制状況

(3) 影響予測・分析

予測・分析については諸元が変更となった項目について再評価・分析を行う。

① 騒音

a 施設の稼働に伴う騒音レベル

予測項目：環境騒音

予測方法：距離減衰式を用いた定量的な予測・分析

予測箇所：施設敷地境界及び周辺民家

② 振動

a 施設の稼働に伴う振動レベル

予測項目：環境振動

予測方法：距離減衰式を用いた定量的な予測・分析

予測箇所：施設敷地境界及び周辺民家

③ 河川水水質

a 施設からの排水による河川水質

予測項目：BOD、SS

予測方法：完全混合式による水質予測

予測箇所：施設排水流入河川の排水流入後と河口の2地点

(4) 報告書作成

施設設計諸元、自然的社会的条件の現況、調査項目の現況（平成30年度資料）、調査項目の予測・分析の結果を最新版としてとりまとめ、報告書（環境影響調査書）を作成する。